令和７年度
狩猟免許更新講習のお知らせ

令和７年５月21日時点

１　更新の区分

狩猟免許の更新は、次に掲げる狩猟免許の種類ごとの適性検査に合格し、かつ、講習を受けた方に対して行います。

狩猟免許の種類	使用できる猟具の種類
網　猟　免　許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わ な 猟 免 許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第一種銃猟免許	銃器（装薬銃（ライフル銃・散弾銃）、空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）

２　更新講習の対象者

神奈川県内に住所を有し、**令和７年９月14日**で有効期間が満了する狩猟免許を所持する方（狩猟免状に記載の有効期間が**令和７年９月14日まで**の方）が対象者です。(複数の狩猟免許を所持している方は、令和７年９月14日で有効期間が満了する狩猟免許とともに、有効期間満了前の他の狩猟免許も同時に更新申請をすることができます。)

３　更新講習の期日等

講習会名 （定員）	期日	時間	場所
第１回 (300 人)	７月６日（日）	受講票記載の集合時間 ～30 分程度 (10:00～16:00 の間) ※受講者ごとに異なります。	横浜市技能文化会館 (横浜市中区万代町 2-4-7)
第２回 (270 人)	７月 30 日（水）		平塚合同庁舎 (平塚市西八幡 1-3-1)
第３回 (240 人)	８月 14 日（木）		小田原合同庁舎 (小田原市荻窪 350-1)
第４回 (300 人)	９月 14 日（日）		海老名市文化会館 (海老名市めぐみ町 6-1)

※　受講者ごとに開始時間をずらし、適性検査のみを実施します。

※　講習は、事前に配布する資料により代替します。

※　所要時間は 30 分程度ですが、あらかじめ受講者ごとに集合時間を指定させていただきます。集合時間の希望をお聞きすることはできかねますので、１日ご都合の良い日の講習会にお申し込みください。御理解と御協力をお願いいたします。

４　更新講習の申請（受講の申込み）の申請期間等

講習会名	申請期間	申請方法
第１回	５月23日(金）～６月４日（水）	申請方法は次の２種類 **①郵送（簡易書留推奨）** ※申請期間内までの消印有効 **②電子申請（インターネットによる申込み）** ※1 16時までの申請は当日扱い、それ以降は翌日扱いとなります ※2 申請最終日に限り 16 時までの受付となります
第２回	６月13日（金）～６月26日（木）	
第３回	７月３日（木）～７月17日（木）	
第４回	８月４日（月）～８月18日（月）	

※　県のホームページにて、３月５日から３月 21 日まで掲載していた受付期間から変更しております。ご注意ください。

※　会場の都合により、各回に定員を設定しています。

※　各回ごとに先着順で受付を行い、定員に達した場合は申請期間中であっても受付を終了します（受付終了の場合、原則当日中に県ホームページに掲載します）。

※　定員に達した場合、他の回への振替をご案内しておりますが、振替できない場合は受講できないこととなりますので、ご了承ください。

※　同日に定員を上回る申請書が到着した場合は、その日の申込者の中から抽選により受講者を決定します。

※　受講の受付ができなかった場合、郵送申請の場合は、収入証紙を含めた書類一式は全て返送し、電子申請の場合は不受理とします。

※　受付後は、手数料の払い戻し、返還は出来ませんのでご注意ください。

５　申請先

申請者の住所地を管轄する地域県政総合センター環境部（７ページ 11参照）
（横浜市、川崎市に住所を有する場合は、環境農政局緑政部自然環境保全課）

６　狩猟免許更新の申請（受講の申込み）手続（郵送の場合）

狩猟免許更新の申請をする方は、次の⑴に掲げる書類等を５の申請先に**郵送**してください。
（発送記録が残るように**簡易書留による発送を推奨します。**普通郵便（ポスト投函）等で発送し、未着などの事故が生じた場合、県では責任を負いません。）

受講日の１週間前までに受講票が届かなければ、申請書を提出した５の申請先に連絡し、状況を確認してください。

⑴ 郵送申請の必要書類等

ア　狩猟免許更新申請書	申請書の太枠以外の欄に必要事項を記入してください。 手数料として収入証紙を貼付してください。 ※受講を希望する**講習会名**を必ず記入してください。
イ　写真　１枚	アの申請書を受理した後に発行する受講票の作成に使用します。 写真は、６か月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身、背景無地の縦 3.0㎝、横 2.4㎝ のもので、**裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。**

ウ　いずれか１つ	猟銃・空気銃所持許可証の写し １部	猟銃・空気銃所持許可証のうち、**申請者の写真が貼付されているページ**の写しを添付してください。 顔写真付きのページでは現在有効か確認できない方については、有効であることが確認できるページの写しも添付してください。
	医師の診断書 （原本） １通	申請者が、本表の下に記載した(ア)、（イ)及び（ウ)に該当しないことを確認するものです。**記載不足によりこれらの事項に該当しない旨が確認できない場合、申込みは受付できませんのでご注意ください。** ・**県ホームページ掲載の様式を使用してください。** ・申請前３か月以内に診断されたものを提出してください。 ・精神保健指定医以外の医師（歯科医師を除く。）が作成した診断書でも構いません。 ・精神科、心療内科、又はかかりつけ医で診断を受けることが一般的ですが、事前に受診予定の病院に診断可能か問い合わせすることをおすすめしています。 ※県から発行元の医療機関に内容を確認する場合があります。
エ　狩猟免状（原本）		狩猟免状に記載の有効期間が**令和７年９月 14 日までの狩猟免状** ※免状をなくしたときは、亡失届を提出する必要があります。 なお、なくしてから更新までの間、狩猟行為をしない場合、再交付申請は不要です。
オ　返信用封筒　１枚 （定形内の封筒）		住所・氏名を記入の上、110円切手を貼付してください。
カ　個人情報の取扱いについて		同意書の内容を確認の上、日付・住所・氏名を記入したもの。
キ　狩猟について必要な適性を有することを確認した旨の書面 ※適性検査の免除を希望しない場合は、書面の提出は不要です。		申請者が認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、鳥獣保護法第51条第２項ただし書の規定による適性検査の免除を申請する場合には、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した当該書面

(ア)　統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている方

(イ)　麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒の方

(ウ)　自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく又は著しく低い方（(ア)、(イ)に該当する方を除く。）

(2) 郵送申請の手数料

ア　金　　額	狩猟免許更新申請手数料　一種につき**2,900円**
イ　納付方法	**神奈川県収入証紙**を(1)アの申請書に貼って納付してください。 （証紙には消印をしないでください。）

※ **狩猟免許更新申請書を受理した後に、手数料の返還はできません。**

※ **免許の種別ごとに手数料が必要です。二種類の免許を更新する場合の手数料は5,800円、三種類の免許を更新する場合の手数料は8,700円となります。**

※ 原則、自己都合による受講日の変更は対応しておりません。やむを得ない事情がある場合は、申請書を提出した５の申請先へご相談ください。

※ 収入印紙とは異なりますのでご注意ください。

（ご注意ください）手数料は、収入 印（いん） 紙ではなく、収入 証（しょう） 紙です！

間違えて印紙を送付するケースが増えています。ご注意ください。

○　収入証紙（横長、「神奈川県」と記載）

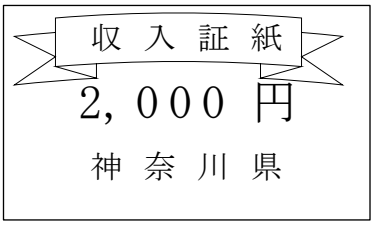

×　収入印紙（縦長、「日本政府」と記載）

※　実際の大きさとは異なります。

※　これらは一例であり、実際の収入証紙・収入印紙のデザインとは異なる場合があります。

※収入証紙の販売は、順次終了となります。証紙販売所の廃止状況等は、「神奈川県　収入証紙販売所」で検索いただくか、右の二次元コードからも確認いただけます。⇒

購入の際は、事前に各販売所あてに在庫をご確認されることをお勧めします。

7　狩猟免許更新の申請（受講の申込み）手続（電子申請の場合）

電子申請する方は、次の(1)に掲げるデータ等をご準備のうえ、次の(2)により申請してください。

(1) 電子申請に必要なデータ、紙書類等

ア　写真　１枚		データで提出	申請を受理した後に発行する受講票の作成に使用します。 写真は、６か月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身、背景無地のもの ※pdf、png、jpeg、jpgのいずれかの形式
イ　いずれか１つ	猟銃・空気銃所持許可証の写し	データで提出	猟銃・空気銃所持許可証のうち、**申請者の写真が貼付されているページ**をスマホ等で撮影したデータ。 顔写真付きのページでは現在有効か確認できない方については、有効であることが確認できるページを撮影したデータも提出してください。 ※pdf、png、jpeg、jpgのいずれかの形式
	医師の診断書（原本）１通	**写しをデータで提出後、原本を郵送で提出**	申請者が、本表の下に記載した(ア)、(イ)及び(ウ)に該当しないことを確認するものです。**記載不足によりこれらの事項に該当しない旨が確認できない場合、申請は受付できませんのでご注意ください。** ・**県ホームページ掲載の様式を使用してください。** ・申請前３か月以内に診断されたものを提出してください。 ・精神保健指定医以外の医師（歯科医師を除く。）が作成した診断書でも構いません。 ・精神科、心療内科、又はかかりつけ医で診断を受けることが一般的ですが、事前に受診予定の病院に診断可能か問い合わせすることをおすすめしています。 ※県から発行元の医療機関に内容を確認する場合があります。 **※電子申請時には、写しの電子データを添付してください。** pdf、png、jpeg、jpgのいずれかの形式

ウ　狩猟免状（原本）	**写しをデータで提出後、原本を当日提出**	狩猟免状に記載の有効期間が**令和７年９月 14 日までの狩猟免状（有効期間満了前の狩猟免許の種類も同時に更新する場合は、その免状も併せて必要となります。）** **※電子申請時には写しの電子データを添付してください。** pdf、png、jpeg、jpg のいずれかの形式 **※更新講習の当日に必ずご持参ください。** ※免状をなくした場合は、亡失届及び住所地を証する公的な書類を提出する必要があります。 なお、なくしてから更新までの間、狩猟行為をしない場合、再交付申請は不要です。
エ　狩猟について必要な適性を有することを確認した旨の書面データ ※適性検査の免除を希望しない場合は、書面の提出は不要です。	データで提出	申請者が認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、鳥獣保護法第 51 条第２項ただし書の規定による適性検査の免除を申請する場合には、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した当該書面のデータ ※pdf、png、jpeg、jpg、doc、docx のいずれかの形式

（ア）　統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている方
（イ）　麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒の方
（ウ）　自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく又は著しく低い方（（ア）、（イ）に該当する方を除く。）

(2) 電子申請の方法

インターネットに接続されたパソコン又はスマートフォンから、次のURL又は二次元コードを読み取り申請してください。詳しい申請方法は、次に掲載した利用者マニュアルをご覧ください。

・申請URL
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_initDisplay.action

・マニュアル URL　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p889835.html

(3) 電子申請の手数料

ア　金額	狩猟免許更新申請手数料　一種につき**2,900円**
イ　納付方法	**手数料納付案内のメール**が届き次第、電子申請システムの納付情報ページから電子納付してください。 ※手数料納付期限**まで**に納付が確認できない場合は、受験いただけません。

※　**狩猟免許更新申請を受理した後に、手数料の返還はできません。**
※　**免許の種別ごとに手数料が必要です。二種類の免許を更新する場合の手数料は5,800円、三種類の免許を更新する場合の手数料は8,700円となります。**

※ 原則、自己都合による受講日の変更は対応しておりません。やむを得ない事情がある場合は、申請書を提出した５の申請先へご相談ください。

８　更新講習の内容

狩猟免状は、適性検査に合格した方へ、更新講習当日に受講票、及び（電子申請の場合は）狩猟免状と引き換えに会場において交付します。なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した「狩猟について必要な適性を有することを確認した旨の書面」が提出されている場合、適性検査を免除します。

適性検査

適性検査は、次の表の左欄に掲げる科目について行い、その合格基準は、右欄に掲げるとおりです。

科 目	合　格　基　準
視　力	ア　網猟免許又はわな猟免許に係る適性検査 視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で 0.5 以上であること。ただし、一眼が見えない方については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上であること。
	イ　第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性検査 視力が両眼で 0.7 以上であり、かつ、一眼でそれぞれ 0.3 以上であること。ただし、一眼の視力が 0.3 に満たない方又は一眼が見えない方については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上であること。
聴　力	10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある方については、その方の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

９　更新講習当日の携行品

(1) 受講票（郵送で交付されたもの又は電子申請で交付され印刷したもの）
(2) 狩猟免状原本（※電子申請で申込みされた方）
(3) 筆記用具
(4) 適性検査の際に眼鏡（コンタクトレンズ含む。）、補聴器又は身体の状態に応じた補助器具を使用することにより８適性検査の合格基準に達すると思われる場合は、その器具等

10　その他

(1) 申請の手続き後、氏名又は住所に変更があった場合は、すみやかに５の申請先へ、受講番号を明記のうえ、猟銃・空気銃所持許可証の写し、運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し（表面のみ）、住民票の写し（マイナンバーの記載が省略されているもの）等、住所地を証する公的な書類等をご提出ください。
(2) 講習会場へは、**公共交通機関を利用してください。**

11　狩猟免許の更新に関するお問い合わせ先及び申請先

機　関　名	所在地・電話番号	管轄住所地
環境農政局緑政部 自然環境保全課 野生生物グループ	〒231－8588 横浜市中区日本大通１ 045－210－4319(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	横浜市・川崎市
横須賀三浦地域県政総合センター 環境部みどり課	〒238－0006 横須賀市日の出町２－９－19 (横須賀合同庁舎内) 046－823－0210(代表)	横須賀市・鎌倉市 逗子市・三浦市 葉山町
県央地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒243－0004 厚木市水引２－３－１ (厚木合同庁舎内) 046－224－1111(代表)	相模原市・厚木市 大和市・海老名市 座間市・綾瀬市 愛川町・清川村
湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒254－0073 平塚市西八幡１－３－１ (平塚合同庁舎内) 0463－22－2711(代表)	平塚市・藤沢市 茅ヶ崎市・秦野市 伊勢原市・寒川町 大磯町・二宮町
県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒250－0042 小田原市荻窪350－１ (小田原合同庁舎内) 0465－32－8000(代表)	小田原市・南足柄市 中井町・大井町 松田町・山北町 開成町・箱根町 真鶴町・湯河原町

○県ホームページ「狩猟免許試験・狩猟免許更新」

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p889835.html